

令和 8 年

東部知多衛生組合議会
第 2 回定例会会議録

令和 8 年 8 月 2 4 日（月）開会

令和 8 年 8 月 2 4 日（月）閉会

東部知多衛生組合

令和 8 年東部知多衛生組合議会第 2 回定例会会議録

令和 8 年東部知多衛生組合議会第 2 回定例会は、令和 8 年 8 月 2 4 日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1 番 早川 高光	2 番 本田雅志	3 番 藤本宗久
4 番 毛受明宏	5 番 岡島ゆみこ	6 番 林ゆきひろ
7 番 鏡味昭史	8 番 間瀬宗則	9 番 前田明弘
10 番 竹内卓美	11 番 新美三喜雄	12 番 伊東輝彦

2 不応招議員

なし

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午後 2 時 0 0 分 開会

令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午後 3 時 0 2 分 閉会

6 地方自治法第 1 2 1 条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 岡村秀人 副管理者 小浮正典 副管理者 日高輝夫
副管理者 田中清高 副管理者 山口智絵子 監査委員 井上 新
会計管理者 鈴木善和
事務局長 横井 誠 総務課長兼業務課長 三ツ矢 誠
総務課長補佐 浅田貴志 業務課長補佐 堀田正尊
総務課庶務係長 石咲美佳 業務課クリーンセンター係主査 青山一平

〈関係市町〉

大府市 市民協働部長 中村 浩 ゼロカーボン推進課長 太田雅之
豊明市 経済建設部長 星子恭士 環境課長 浦 倫彰
東浦町 環境課長 浅田真一
阿久比町 建設経済部長 小野寺哲哉 環境課長 河合裕司

7 職務のため議場に出席した者

書記 横井 誠 書記 三ツ矢 誠 書記 浅田貴志

8 議事日程

日程第 1

議席の指定

日程第 2

会議録署名議員の指名

日程第 3		会期の決定
日程第 4		一般質問
日程第 5	諸報告	例月出納検査の結果に関する報告について
日程第 6	認定第 1 号	令和 7 年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（早川高光）

皆さん、こんにちは。

皆様方におかれましては、各市町の 9 月定例会前の大変お忙しい中、また、暑い中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議規則第 6 9 条第 2 項の規定により、報告させていただきます。

豊明市議会選出の組合議員が辞職され、後任の組合議員といたしまして毛受明宏議員が選出されています。

後程、毛受議員の議席の指定を行います。ここで議員をご紹介しますので、ご挨拶をお願いいたします。毛受議員。

○4 番議員（毛受明宏）

皆さん、こんにちは。

令和 8 年 5 月 1 5 日の豊明市議会において、議長を拝命いたしました、豊明市議会議長の毛受明宏でございます。

私は、平成 2 2 年、1 6 年ほど前が第 1 回目の組合議会で、令和 2 年、令和 6 年、また今年ということで、東部知多衛生組合議会が今回で 4 回目でございます。

ごみの減量を始め、組合と市町が連携して環境に配慮した事業を一層進めていく必要があると考えておりますので、豊明市議会を代表し、東部知多衛生組合議会の一員として、組合の取組を確認するなど、議員として責務を果たしてまいりますので、今年もよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（早川高光）

ありがとうございました。

これより議事に入ります。

ただ今出席議員は 1 2 名で、定足数に達しております。

よって、令和 8 年東部知多衛生組合議会第 2 回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第 1 2 1 条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願いします。

ここで、管理者からご挨拶をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さま、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、そして残暑厳しい折、令和 8 年東部知多衛生組合議会第 2 回定例会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から環境行政に深いご理解とご協力を賜り、

厚くお礼を申し上げる次第でございます。

7月の下旬に発生しました令和8年熊本地震では、熊本県を始め甚大な被害が発生いたしました。また、今月におきましても千葉県で豪雨災害で多くの市町の皆さまが被害にあわれました。被災地の皆さまにおかれましては心からお見舞いを申し上げます。

さて、中東情勢に端を発しました世界経済の先行きが不安定な状況のなか、自治体だけではなく、多くの業種で石油製品の調達に影響が出ている状況でございます。

当組合もごみ処理には重油を使用しており、可燃ごみ処理施設長期包括業務委託を締結している委託先を通しまして安定的に確保できております。このような経済情勢のなかでもごみ処理時に必要とする燃料を確保できることは長期包括業務委託の最大のメリットと考えております。

ごみ処理は、組合市町の住民の皆さまが安心して生活するためには必要不可欠な事業でございます。今後もごみ処理を継続し、組合市町の環境保全に努めてまいります。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、令和7年度の決算認定1件でございます。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。どうかよろしくご審議のうえ、お認め賜りますよう、お願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（早川高光）

日程第1、指定第1号「議席の指定」を行います。

豊明市議会選出の毛受明宏議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、前任者の議席番号4番と指定いたします。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、6番林ゆきひろ議員及び9番前田明弘議員を指名します。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第4、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、通告、再質問及び答弁を含む全体で1人20分以内とし、あらかじめ議会運営委員会において、確認されております。

なお、一般質問の終了2分前にベルを鳴らし、終了時にはアラームでお知らせします。

このほか、それぞれ申し合わせ事項に従いまして、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

6番、林議員、自席にてお願いします。6番、林議員。

○6番議員（林ゆきひろ）

6 番、林ゆきひろ。それでは一般質問を始めます。今回の質問は東部知多衛生組合の説明責任を果たすため、ウェブサイト掲載情報の改善を求めるということでありまして、前回一般質問について途中で終わりましたので、その続きとして質問をしていきたいと思っております。時間があまりないのでできるだけ簡潔に答弁をしていただけると助かります。

1 点目、東部知多衛生組合の情報についてということで、前回管理者からですね、ウェブサイトなどの手段を用い、組合の情報を知りたいと思ってる人に理解しやすい形でいつでも誰でもどこからでも情報を取得することができるように情報公開し、説明責任を果たしていくというようなご答弁をいただきました。

そこでお尋ねいたします。現在組合のウェブサイトにおいて、そのように情報を知りたいと思ってる方に理解しやすい形でいつでもどこからでも情報を取得できるように情報を提供できている状態かどうか再認識をさせてください。

2 点目、予算決算実績報告の公表、ウェブサイト掲載についてですが、現在款項まである概要のようなものは掲載されているんですが、目節まである議員に配布されている事項別明細書は掲載されておられません。また、実績報告書も掲載されておられません。このような状態で構成市町と比較して、どのようなものであるというふうに考えておるかお聞かせください。

3 点目、議案の議会資料についてもですね、議案が件名で〇〇についてというようなタイトルのみあがっているんですが、議案の中身は掲載されておられません。会議録も掲載されていますが、それでは具体的にどのような部分が改正されているのかは確認ができません。議会の資料について、ウェブサイトで公表されていない理由をお聞かせください。

4 点目、実施計画について、前回この組合議会で説明しているので、それを持って議員から説明してもらうのがよいというような答弁がありましたけども、我々議員は組合の説明をする役割ではありません。組合の運営を監視し評価する役割、立場であります。組合の説明責任は、組合自身が住民に果たすものだというふうに考えておりますが、ウェブサイトでの公表もなく、組合議会で説明をただけで組合としての説明責任を果たしているといえるのでしょうか。これについても、いつでも誰でもどこからでも情報を取得できるという観点からどのようになっているかをお聞かせください。

5 点目、入札結果や随意契約、そちらについても発注予定工事ということで、予定の一覧が公表されているんですけども、入札結果は1階のエントランスで1週間掲示しているだけで、随意契約はどこにもウェブサイトには公表がされていないような状況です。これでいつでも誰でもどこからでも情報取得できるようになっているのかどうかをお聞かせください。

6 点目、クリーンセンターの施設更新工事はかなりの費用がかかっておりました。また、クリーンセンターの長期包括委託は年間約12億もの委託であり、10年間にわたって、長期に民間事業者と契約するものです。構成市町の負担にも大きく影響するものでありますが、検討過程などの公表がされておられません。こういった重要な決定の過程がなぜ公表されていないのでしょうか。

7 点目、前回の答弁で今後の検討課題としておりましたけども、現在のその検討状況と今後どのようにして取り組むのかお聞かせください。以上です。

○議長（早川高光）

お答え願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

私からは、「東部知多衛生組合の説明責任を果たすため、ウェブサイト掲載情報の改善を求める」の1番目「東部知多衛生組合の情報について、知りたいと思っている住民に、理解しやすい形で、いつでも、どこからでも情報を取得できるように、情報提供できているか。」について、お答えいたします。

本組合は、組合市町のごみ処理やし尿処理、温水プールの運営といった、住民の日常生活に直結する極めて公共性の高い事務を担っております。このような重要な事務を担う組織として、その活動内容、財政状況、将来計画等について、住民が容易に理解し、アクセスできる形で情報提供を行うことは、組合と住民との信頼関係を揺るぎないものとする上で、不可欠であると認識しております。

国の行政機関や多くの地方公共団体におきましては、情報公開条例の制定はもとより、ウェブサイトを通じた積極的な情報発信が着実に進められております。また、住民の情報へのアクセス手段も、スマートフォンの普及等により、一層多様化しております。このような時代の要請と、住民の期待に応えるべく、本組合におきましても、情報公開の充実に向けた取組を継続してまいりました。

具体的には、平成13年には東部知多衛生組合情報公開条例を制定し、住民の「知る権利」を尊重する姿勢を明確にいたしました。さらに、平成17年には情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき、東部知多衛生組合情報公開・個人情報保護審議会を設置し、開示請求への対応等について、専門的な見地からの助言をいただけることができる体制を整備いたしました。

本組合では、近年の情報通信技術の急速な進展に対応するため、令和4年には東部知多衛生組合公告式条例を改正し、条例の公布等、組合にとって重要な事項をウェブサイトで公表するよう改めました。そして、令和5年10月にウェブサイトをリニューアルし、スマートフォン等の普及に合わせ、新しい媒体での閲覧に対応できるようにしました。

また、住民が知りたい情報は、時と場合により異なるだけでなく、情報を収集する媒体にも差異があります。

情報の提供につきましては、本組合のウェブサイトだけではなく、今後も組合市町のウェブサイト、広報誌、マスメディアの取材等、媒体の特性に応じた様々な手段を活用し、情報を必要とする住民のニーズに合わせて行うことで、情報格差に配慮した情報提供に努めてまいります。

本組合では、これまでも各種広報媒体やウェブサイトを活用し、必要に応じた情報提供を行ってまいりました。住民が行政情報を得る手段として、窓口での閲覧請求や情報公開制度が適切に機能しており、現在の情報提供の仕組みは法令等に基づき適切に運用されているものと認識しております。

多様化する情報取得ニーズに対応しつつ、引き続き現行の枠組みの中で適切かつ確実な情報提供に努めてまいります。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（横井 誠）

次にご質問の２番目の「予算・決算・実績報告の公表（ウェブサイト掲載）は、構成市町と比較してどのようなものであると考えるか。」につきましては、組合市町では、より詳しい予算、決算に加え、主要施策や財政状況等について、住民向けに詳細な資料を作成し公表しています。

予算及び決算については、法令等に基づき必要な手続きを行っており、必要な情報についても公表しております。具体的には、予算書、決算書の財政資料につきましては、組合ウェブサイトの「予算・決算・計画」のページに掲載しております。また、財政状況については、半期ごとに執行状況も公表しており、透明性の確保に最大限努めております。組合市町と比較した場合、情報公開の基準やウェブサイトの整備状況により一概に比較することは困難でございますが、本組合といたしましては、法令等に基づき、必要な財政情報を適切に公表しているものと認識しております。

組合市町と組合では、組織の性格、目的、及び事務の範囲や規模がそれぞれ異なります。組合はごみ処理等の一部事務組合として専門特化した業務を担っており、予算書や決算書等の重要書類については、定められた手続きや組合議会での審議を経て正式に決定・確定されており、その内容は適正に担保されています。

組合市町のウェブサイト等との単純な比較ではなく、組合としての組織特性や事務の性質を十分に踏まえつつ、法令等に定められた公表手法を確実に履行していると認識しております。

本組合としましては、組合市町と同一の情報提供方法を必ずしも採用する必要性はなく、組合として必要な情報を適切に公表していると考えております。

次にご質問の３番目の「議案の議会資料が公表（ウェブサイト掲載）されていない理由は何か。」につきましては、組合議会の議案及び審査結果は、平成２３年第１回定例会から、会議録とともに組合のウェブサイトに掲載しております。これにより、議会での審議内容について、住民にご理解いただけるものと考えております。

組合議会の議案等につきましては、これまでも組合議会開催時における資料配付や、事務局における閲覧対応等、地方自治法及び関連規程に基づく正式な手続きに沿って適切に情報開示を行っております。

また、議会資料には、今後の事業実施に関する検討内容や契約、事業者等に関する情報が含まれる場合もあり、その全てをウェブサイトで公開することが適切とは限らないと考えております。

次にご質問の４番目の「実施計画が公表（ウェブサイト掲載）されていないことは、組合としての説明責任を果たしていると言えるか。」につきましては、組合の実施計画は、組合内部における事業実施のための計画として作成しているものであり、一般に公表することを義務付けられているものではありません。また予算編成や事業の進捗、施設の状況等により変更される可能性があるものであり、計画策定段階の内容をそのまま公表することが、必ずしも住民に正確な情報を提供することになるとは限りませんので、平成８年第１回定例会で答弁したとおり、不特定多数の方への閲覧に適さないと判断し、ウェブサイトへの掲載はしておりません。

なお、実施計画に関しては毎年度策定し、全員協議会において組合議会議員及び組合市町に報告しており、組合の実施計画等の策定・運用にあたっては、組合市町との十分な協議・調整を重ねた上で、組合の運営方針に則り着実に事業を推進してお

ります。組合市町を組織する自治体を通じて間接的に計画の趣旨が共有されているほか、必要に応じて適切なタイミングで関係機関への説明を行っており、組合としての説明責任は果たしていると考えております。

次にご質問の５番目の「入札結果や随意契約については、いつでも誰でもどこからでも情報を確認できるようになっているか。」につきましては、契約事務の透明性と公正性を確保するため、法令や組合の契約に関する規程に基づき、入札結果等の必要情報は、現行の公表ルール及び閲覧等の手続きによって適切に公表・管理されており、十分に担保されているものと認識しております。

具体的に、入札につきましては、毎年度当初に発注予定工事を公表し、入札結果はクリーンセンター１階エントランスホールに掲示しております。

また、契約についても、適正な契約事務を行うとともに、必要に応じて関係する情報を公表しております。

随意契約については、地方自治法等に定められた要件に基づき適正に契約事務を行っており、契約の全てについて入札結果と同様の形式で公表することを求められているものではありません。

なお、プロポーザル審査結果につきましては、昨年度、住友重機械温水プールの次期管理業務委託事業者の選定にあたり、選定に係るスケジュール、仕様書、実施要領をウェブサイトで公開しており、審査結果も速やかにウェブサイトで公開しております。

次にご質問の６番目の「施設更新工事はかなりの費用がかかっていた。長期包括委託は年間約１２億の委託を１０年間契約するものである。構成市町の負担金にも大きく影響するものであるが、検討過程の公表はされていない。その理由は何か。」につきましては、クリーンセンター施設更新や長期包括委託については、組合の施設を安定的かつ適正に運営するため、施設の状況、維持管理、財政負担、事業の継続性、事業手法等、必要な事項について適切な手続きを経て事業を進めております。

また、長期包括委託については、契約期間や契約金額が大きいことのみをもって、その検討過程の全てを公表すべきものではないと考えており、組合としては、議会における審議、予算及び契約に関する必要な手続き等を通じて、適切な説明及び審査を受けているものと認識しております。

なお、ごみ処理施設の更新の際に有識者等で構成したごみ処理施設整備検討委員会は、審議会ではなかったため、公開の対象となっておりませんが、組合の内部的な検討の後、組合議会での議決を経て進められるものであり、現行の法令等においては、検討過程の全てを公開する義務はございませんが、事業の概要、工期、工事費等につきましては、ウェブサイトでの公開やパンフレットの作成・配布により、住民へ情報提供を行っており、説明責任を果たしていると考えております。

次にご質問の７番目の「今後の検討課題」とした点について、検討状況と今後どう取り組む考えか。」につきましては、令和８年第１回定例会で林議員からの一般質問の再質問の中で、「予算書や決算書等が組合のウェブサイトには款項まで出ているが、目節等細かいところまで掲載されていない」との趣旨のご質問に対して、「予算書と決算書のウェブサイトの公開については、全部細かく、載せることによって、現在の個票の表記がさらに複雑化をして、わかりにくくなる可能性も考えられますので、今後の検討課題とさせていただきたい」と答弁し「今後の検討課題」とした点につき

ましては、現在も組合の基本的な考え方に変更はなく、本組合が行っている情報提供について、法令等に基づく対応を含め、特段の問題が生じているとは認識しておりません。また、ウェブサイトへの掲載情報を増やすことが、そのまま組合の説明責任につながるものでもないと考えております。

今後も本組合では、基本的にはこれまでの適正な事務執行のプロセスを踏襲しつつ、事業の確実な遂行と組合市町との密接な連携をすることを大前提に、法令等を遵守し、住民生活に不可欠な環境行政を安定的かつ継続的に遂行していくと共に、法令や制度の改正、社会情勢を踏まえ、知りたい情報を住民が容易に取得できるよう、主体的に公開する姿勢を堅持してまいります。

以上でございます。

○議長（早川高光）

1点確認させていただきたいんですが、4番目のご答弁の中で、平成8年と言われたと記憶しているんですが、もう一度そのとこだけ訂正するなら訂正の方をお願いいたします。

○事務局長（横井 誠）

訂正させていただきます。先ほど平成8年と申し上げましたが、令和8年の間違いでございました。

○議長（早川高光）

答弁終わりました。

再質問がありましたら、6番、林議員。

○6番議員（林ゆきひろ）

再質問です。現状ですね、お聞きしたいのは構成市町の情報公開水準に比べてどうかという点ですけれども、これ一部事務組合は自治法の292条で基本的には市町村に関する規定に準用するというふうにあるんですね。最低限市町村と同じようにやるべきではないかと思うんですが、大府市さん、東浦町さん、阿久比町さんなどもかなり公開している。ぜひ公開をお願いします。

○議長（早川高光）

時間がまいりましたので、6番林議員の一般質問を終わります。

日程第5、「諸報告」を行います。

例月出納検査の結果に関する報告につきましては、私からご報告申し上げます。

過日、監査委員から議長宛てに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年度1月分から5月分まで及び令和8年度4月分から6月分までの例月出納検査の結果に関する報告が提出されました。

皆様のお手元に報告書の写しを配布しておりますので、これをもって報告とさせていただきます。

以上で、諸報告を終わります。

日程第6、認定第1号「令和7年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

認定第1号「令和7年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、令和 7 年度決算を地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づきまして、令和 8 年 7 月 21 日に監査委員の審査をお願いしましたので、同条第 3 項の規定により、監査意見を付しまして、本日議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきまして、令和 7 年度の決算規模は、歳入総額 29 億 6,514 万 431 円、歳出総額 28 億 8,794 万 9,894 円、歳入歳出差引額は 7,719 万 537 円でございます。

前年度決算額と比較しまして、歳入は 4,479 万 6,597 円、1.5%の減、歳出は 2,392 万 488 円、0.8%減の減額決算となっております。

詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（横井 誠）

それでは、認定第 1 号「令和 7 年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定」について、事前にお配りしました資料のうち、主に歳入歳出決算書にて、説明させていただきます。

始めに歳入歳出決算書の 4 ページをご覧ください。

最下段、歳入合計の 3 列目、収入済額は 29 億 6,514 万 431 円です。

右端、予算現額との比較は 2,959 万 7,431 円の増となっています。

この要因は、主に 2 款使用料及び手数料、3 款財産収入及び 5 款諸収入の増によるもので、見込みを上回ったことによるものです。

次に 5 ページをご覧ください。

表の最下段、歳出合計の 2 列目、支出済額は 28 億 8,794 万 9,894 円です。

2 列右側、不用額は 4,759 万 3,106 円、執行率は 98.4%で、令和 7 年度決算は、前年度比 2,392 万円余の減額決算となりました。主に職員減に伴う、3 款衛生費の給料を始めとする人件費及び需用費の減によるものです。

結果、表の下、歳入歳出差引残額は、7,719 万 537 円となりました。

なお、実績報告書 1 ページ、2 ページには、主だった項目の対前年度増減、事業内容等を記載していますので、併せてご確認をお願いします。

続きまして、事項別明細について歳入から説明します。

決算書の 14、15 ページをご覧ください。金額については、主に右側のページの収入済額欄を読み上げます。

1 款・分担金及び負担金は、24 億 4,060 万 6,000 円で、前年度比 1,937 万 8,000 円の減額です。

この要因は、主に給料を始めとする人件費及び需用費の減に伴うものです。また、組合市町の負担金内訳は、備考欄のとおりです。

次に、中段 2 款・使用料及び手数料は、2 億 6,053 万 3,769 円。前年度比 1,117 万 6,452 円の減額です。主な要因は、クリーンセンター施設使用料及び温水プール施設使用料の減によるものです。

1 目・浄化センター使用料 8,640 円は、行政財産目的外使用料で、電柱、支線の設置使用料です。

2目・クリーンセンター使用料は、2億4,244万9,387円で、備考欄1行目のクリーンセンター施設使用料が主な収入です。

年間の有料ごみの搬入実績については、実績報告書の1ページをご覧ください。中ほどあたり、2款②クリーンセンター使用料から4行下、令和7年度の年間処理量は、1万2,093.51トンで、家庭系は増加し、事業系は減少しましたが、合計では前年度より551.23トン減少しています。

なお、令和7年度は、能登半島地震災害廃棄物を341.7トン受け入れました。決算書14、15ページにお戻りください。

3目・温水プール使用料は1,807万5,742円。前年度比17万5,090円の減額で、入場者数は前年度比291人減の5万7,862人となりました。

3款・財産収入は、1,609万9,707円です。

うち、1項1目・財産貸付収入408万1,311円は、葭野最終処分場跡地を駐車場用地として住友重機械工業株式会社に貸し付けた収入です。

2項1目・生産品売払収入1,201万8,396円は、不燃ごみ処理施設から回収された鉄、アルミ及び可燃ごみ処理施設から産出されたスラグ、メタルの売払収入です。

売却単価の平均は、1トン当たり鉄が2万95円、アルミが11万821円となりました。鉄、アルミとも売却量及び売却単価が下がったため、鉄の売払収入は506万3,383円、アルミの売払収入は71万1,777円の減額となりました。

また、スラグ及びメタルの売却単価は、ともに1トン当たり110円でした。

4款・繰越金9,806万6,646円は、令和6年度決算からの繰越金です。次に16、17ページをお願いします。

5款・諸収入1億4,983万4,309円のうち、2項1目・雑入は1億4,909万7,057円で、前年度比1,479万9,101円の減となっています。これは、主に雑入備考欄の下から6番目、可燃ごみ処理施設発電電力売払収入が減額になったことによるものです。

備考欄一番下、クリーンセンター修繕料返還金（過年度分）3円は、中部電力からクリーンセンター電力量計の取替に係る経費について、請求誤りがあったことによるものです。

続きまして、決算書18、19ページからの歳出について説明します。

金額については、主に右側のページの支出済額欄を読み上げます。

1款・議会費は、47万2,988円で、主な支出は、議員報酬です。

2款・総務費1項1目・一般管理費は、6,916万7,071円で、主な支出は、総務課職員3人分の人件費と負担金、補助及び交付金になります。

12節委託料、備考欄の下から2番目、ウェブ回線改修委託料203万600円は、浄化センターに設置した財務会計用ルーターを撤去し、クリーンセンターに新たに設置してネットワーク機器を集約し、管理を一元化したことによるものです。

また、備考欄の1番下、人事給与システム改修委託料118万8,000円は、子ども子育て支援金制度創設に伴うシステム改修によるものです。

次に20、21ページをお願いします。

2項・監査委員費は、11万6,999円で、監査委員2人分の報酬です。

3 款・衛生費 1 項 1 目・浄化センター管理費は、1 億 9, 2 1 1 万 6, 0 1 9 円で、執行率は 9 6. 6 %、主な支出は、浄化センター職員 2 人分の人件費及び施設の運転、維持管理費です。

前年度比 3, 6 7 7 万 7, 6 0 4 円の減額で、主な要因は、給料を始めとする人件費、需用費及び工事請負費の減によるものです。

1 0 節需用費、備考欄の 1 行目消耗品費 2, 0 0 2 万 3, 2 0 4 円は、水処理や脱臭用等の処理薬剤及び機械設備の補修用部品等です。

2 行下、光熱水費は 4, 1 6 5 万 3, 4 0 9 円で、そのうちの大半が電気料金です。

その下、修繕料 5 7 2 万 3, 3 6 5 円は機械設備等の修繕です。

次に、1 2 節委託料 5, 4 2 5 万 8, 4 0 2 円は、2 2、2 3 ページにわたりますが、庁舎内日常清掃委託料始め 1 5 件の委託料で、前年度比 6 3 1 万 8, 6 2 0 円の増額です。

1 4 節工事請負費 4, 3 4 9 万 4, 0 0 0 円は、破碎機補修工事始め 5 件の工事費で、前年度比 4, 0 1 5 万円の減額です。

なお、1 件 1 0 0 万円以上の委託事業及び工事については、実績報告書にて個別に事業内容等の説明を記載していますので、後ほどご確認をお願いします。

2 目・クリーンセンター管理費は、1 5 億 4, 0 8 6 万 2, 1 9 1 円で、執行率は 9 8. 4 %、主な支出は、クリーンセンター職員 3 人分の人件費と施設の運転、維持管理費です。

前年度比 1, 3 6 2 万 4, 2 6 3 円の減額で、主な要因は、給料を始めとする人件費及び需用費の減額によるものです。

2 4、2 5 ページをお願いします。

1 0 節需用費の最初の行、光熱水費 3, 0 1 9 万 7, 6 0 0 円のうち 7 0. 9 % は電気料金で、クリーンセンターでは、発電した電力を自家消費しています。支出した電気料金は、基本料金及び 2 炉停止し発電がない期間の電力購入分です。

その下、修繕料 6 0 2 万 5, 8 7 1 円は機械設備等の修繕です。

1 2 節委託料 1 3 億 4, 9 4 6 万 9, 7 0 9 円は、廃棄物埋立処分委託料始め 2 2 件の委託料で、前年度比 6 4 3 万 1, 8 5 0 円の増額です。主な要因は、備考欄の下から 4 番目の不燃ごみ処理施設運転管理委託、及び下から 2 番目の可燃ごみ処理施設長期包括運営業務委託の増額等によるものです。

1 4 節工事請負費 1 億 1, 8 8 0 万円は、不燃ごみ破碎機補修工事に係る工事費で、前年度比 1 億 4 8 3 万円の増額です。令和 7 年度に破碎機を更新したことによるものです。

2 6、2 7 ページをお願いします。

3 目・洲崎最終処分場管理費、6 2 5 万 2, 3 5 2 円は、洲崎最終処分場の維持管理に要した費用で、前年度比 1 9 5 万 5, 4 5 8 円の減額です。令和 7 年度は工事を実施しなかったことによるものです。

次に、4 目・大東最終処分場管理費、1, 8 2 0 万 2, 3 3 7 円は、大東最終処分場の維持管理に要した費用で、前年度比 8 5 8 万 9, 9 2 2 円の増額です。主な要因は、需用費及び工事請負費の増額によるものです。

2 項 1 目・温水プール管理費は、7, 0 4 5 万 2, 2 1 7 円で、執行率は 9 5. 8 % です。

主な支出は、温水プールの維持管理に要した費用です。前年度比 1 0 6 万 8 , 2 7 3 円の減額で、主な要因は、報酬始め人件費の減によるものです。

1 0 節需用費 2 , 2 8 7 万 5 , 4 1 1 円は、プールの水質管理のための消耗品費、3 行下の光熱水費の電気代及び水道代等です。

2 8 、 2 9 ページをお願いします。

1 2 節委託料 3 , 9 3 4 万 3 , 6 7 8 円は、プール日常清掃委託料始め 1 4 件の委託料です。

1 3 節使用料及び賃借料、5 4 7 万 4 , 1 3 2 円のうち、主なものは備考欄の上から 2 行目、用地借上料で、温水プール利用者の駐車場として、住友重機械工業株式会社から借り受けたものです。

1 4 節工事請負費 2 2 3 万 3 , 0 0 0 円は、第 1 種圧力容器の法定検査を受けるための工事を実施したものです。

4 款・1 項・公債費は、最終処分場建設事業債、ごみ処理施設建設事業債、マテリアルリサイクル推進施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債に係る元利償還金です。うち、1 目・元金は、9 億 7 , 7 0 6 万 6 , 9 2 1 円で、前年度比 1 , 0 5 7 万 5 , 4 5 4 円の増額です。これは、令和 3 年度に借り入れしたマテリアルリサイクル推進施設建設事業債に係る元金償還が始まったためです。

2 目・利子は、1 , 3 2 4 万 7 9 9 円で前年度比 1 4 1 万 9 , 0 0 8 円の減額です。

5 款・予備費については、執行がありませんでした。

これ以降、3 3 ページの実質収支に関する調書、3 8 ページからの財産に関する調書については、お目通しをお願いします。

また、実績報告書には、説明しました項目以外にも、事業の詳細が記載してありますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上で、認定第 1 号・令和 7 年度決算の説明を終わります。

○議長（早川高光）

説明が終わりました。

引き続きまして、決算審査の意見を審査にあたりました監査委員を代表して、代表監査委員からお願いします。代表監査委員。

○監査委員（井上 新）

ご指名をいただきましたので、認定第 1 号の決算審査の結果につきまして、ご報告させていただきます。

審査の方法につきましては、令和 8 年 7 月 2 1 日に管理者から提出されました歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を照合検査するとともに、関係職員の説明を聴取し、計算の過誤、収支の適正等、予算が目的どおり効率的に執行されたかを主眼として、審査をしたものでございます。

審査の結果につきましては、歳入歳出決算及びその他の調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数については正確であり、それぞれ帳簿記載の金額と一致し、適正に処理がなされていきました。また、予算執行時期についても適切であることを認め、的確に執行されたことを確認しました。

令和 7 年度決算に関しまして、特段指摘する事項はありません。

当組合では、能登半島地震に伴う災害廃棄物を受け入れ、被災地の復興支援を継続していることや、生産品の売却を始め収益確保のためにさまざまな努力を行い、健全かつ安定的な財政運営をしていることは評価できます。

また、歳出において施設の維持管理費が増加している点は、設備の老朽化や人件費の高騰、不安定な国際情勢の影響によるエネルギー価格及び物価の高騰などが背景にあると推察しております。

今後も、市場の動向を注視し、施設の安定的な管理運営を実施すると共に、より一層の効率的な財政運営に努めていただくことを要望し、むすびとします。以上です。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、決算書、あるいは実績報告書かのどちらかということと、ページ数を示していただいたうえ発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。6番林議員。

○6番議員（林ゆきひろ）

6番林ゆきひろ。認定議案第1号の令和7年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、3点お聞きいたします。

1点目は、人件費の減と派遣職員の増額ということですが、実績報告書でいいますと、7ページになります。人件費について令和7年度はですね、人件費が大幅に下がりました、全体の約1,600万円の減、一番下のですね派遣職員の負担金の方は1名増ということで、約670万ほど増額というふうになっています。

しかしですね、派遣職員の1名増を含めて、上の定数の状況をみますと、令和7年度は職員の2名の減と、再任用短時間職員2名の減となっております。

全体としてですね、人員が減ってですね、令和7年度運営してきているんですけども、その上で業務量はどういうふうになっているのか、何か委託に切り替えたものがあるのかどうか、あるいは削減したものがあるのか、もしその民間事業者委託をされているものがあれば、具体的にどういった業務で委託をされているのかお聞かせください。

2点目、土地の貸付収入と借上料についてですけども、決算書の15ページの下段にあります、土地貸付収入408万1,311円。それと決算書の29ページの真ん中あたりになりますけども、用地借上料で327万8,880円。この土地の貸付収入については、実績報告書の1ページと、5ページのところにも記載があるんですが、貸付の面積は変わっていないんですけども、昨年度から105万の減ということで、約2割この貸付の収入が減っております。で一方でですね、この借りている方の土地については、昨年度から比較すると10万円ほどの減で、約4%ほどしか減ってないというような状況ですけども、なぜこう土地を貸すものと借りる方とで、全然変化が違うのか、どのようにしてこの金額を決められているのか確認させてください。

3点目、決算書の25ページのクリーンセンター管理費の委託料の中で、不用額が1,846万291円ということであっております。これは前年度もですね不用額があって、2月の補正の時には、こちらの費用を約7,800万円ほど減ということをしております。でさらにまた、今回不用額が出てきているという現状なん

ですが、中東情勢等いろんな影響もあるかなと思いますが、もう少し詳細にどういった要因で、こういった不用額というのが発生しているのかということをお聞かせください。以上です。

○議長（早川高光）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（横井 誠）

それでは順にお答えさせていただきたいと思います。まず1つ目の人件費についてでございます。人件費につきましては、ご質問にもありましたが、3名が今回退職をしております。3名はですね、クリーンセンター、浄化センターの現業職、クリーンセンターの課長職となっておりますけども、実際ですね、業務量がどうなっているかというところでございますが、特に業務量がですね、変わっていくというところはございませんので、委託等の内容等も更新することで対応していくということになっております。

2点目のですね、土地の賃借に関するところでございます。土地なんですけども、貸付の方はクリーンセンター横の葭野最終処分場の跡地を住友重機械工業株式会社に駐車場用地として貸し付けているもので、借りているものとしましては、プール横の駐車場用地として同じく住友重機械工業様に土地をお借りしているということになります。

こちらの価格につきましては、令和7年度契約を変更いたしました。更新にあたりましては、固定資産税の評価額、また算定した雑種地の価格に基づきまして、契約額を変更したところですから、差額が出ているという形になりますのでよろしくお願いいたします。

3点目の、クリーンセンターの委託料の不用額が大きかったというところでございます。

こちらにつきましては、今ご質問にもあったとおり、今回国際情勢不安定化に伴いまして、燃料費価格、物価高騰、人件費高騰もあるんですけども、未確定だったこともあり、可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託料の補正減額をしたんですけども、さらに上回ったというところによるものでございます。

○議長（早川高光）

答弁終わりました。6番林議員。

○6番議員（林ゆきひろ）

まず、1点目の人件費の減のところ、委託等というような説明だったような気がしたんですけども、具体的にどういう業務に切り替えられているのか、決算書の中では特に大きく変化しているようなところの委託が見当たらないものですから、具体的にどういうふうに切り替えられたのか、また、その費用対効果等はどういうふうに考えているのかとか、あと、今後の見通しですね。このまま人員が削減されて、そんなに変化がないというようなことだったので、このままの人員でいくのか、あるいは先ほど退職されたということなので、退職補充とかも考えているのかとか、その点を聞かせてください。

あと、土地の方なんですけども、まず土地を貸し付けているものと借りているもの、先ほど説明がありました。これ同じ決め方だと思うんですね。ですけども、ここまで大きく減少の幅が違う、先ほど土地の路線価で確認してということなんです

けども、ではその近くの位置にある路線価というのも、収入の方は約20%で、借りている方は4%ほどという、そういう状況になっているのかどうか。そこを確認させていただきたいということと、あと、単価のそういった見直しとか交渉というのはどういうふうに行われているのでしょうか。以上、お願いします。

○議長（早川高光）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（横井 誠）

それでは、まず人件費のところでございます。今回、委託の方に代えたというところでございますけれども、内容としましてですね、今までその受け持った職員がそのままそちらの方の事業につくという形になっておりますので、委託の内容は特に変わったわけではなくてですね、委託の中で、同じ仕事をしていただいているという形になっております。

それでですね、このような人員でいくかどうかというところですけども、今回大府市からの1名ですね。職員派遣をして増員をしておるところがありますが、その状況をもってですね、現状の運用でまかなえておりますので、現状のところはこのまま維持していればなというふうに思っております。

土地の方につきましては、まず貸し付けしている土地の方につきましては、この横なんですけども、こちらが土地としましては、大府市の土地と東浦町の土地にまたがった土地になります。東浦町の土地が多いんですけども、大府市とまたがっていて、大府市の方は道が付いているものですから路線価を使って、東浦町の方は道がないということもありまして、固定資産税評価額という形で価格を出しているんですけども、その結果、評価額が今回変動して、雑種地価格の算定方式も変更があったということから、結果として約100万円減額となったものですけども、ご質問にもありましたが、双方合意して決定していくものですので、契約自体は双方合意して価格の方は決まっていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早川高光）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。まず反対の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成の討論はありませんか。賛成ですね。6番林議員。

○6番議員（林ゆきひろ）

はい、認定議案の第1号決算認定についてですけど、賛成としますけども、少し意見を述べさせていただきます。

まず、人件費の減少と委託の関係についてですけども、退職された方が委託でということで説明がありましたけども、そうであるならば、しっかり費用対効果を精査して、今後の財政運営に活かしていただきたいというふうに思います。

東部知多衛生組合財政運営で健全な運用を進めていくためにはですね。退職するので単純に委託するというようなことではなくて、そういった委託業務の効果検証、

それから職員体制の見直しなどですね、常に行って、検討をしていただくようお願いします。

また、土地の貸し付けと借入れについてですけども、やはり、こう大きく差があるというのはどうかなというふうにやはり思います。単価設定の根拠であったりとか、交渉内容、単価の整合性などですね。全体的にみて、より丁寧にですね行って、民間事業者ともしっかり交渉していただきたいというふうに思います。

今回については、瑕疵があるというわけではありませんので、賛成しますけども、次年度に向けて改善していただくように求めて賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（早川高光）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。認定第1号「令和7年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は終了しました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶をいただきます。管理者。

○管理者（岡村秀人）

令和8年東部知多衛生組合議会第2回定例会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました案件につきまして、お認め賜り、厚くお礼を申し上げます。

組合議員の皆様方には、東部知多衛生組合の事業推進のため、一層のご指導、ご協力を賜りますことを、お願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（早川高光）

これをもちまして、令和8年東部知多衛生組合議会第2回定例会を閉会します。

（閉会）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法
第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

早 川 高 光

6 番 議 員

林 ゆ き ひ ろ

9 番 議 員

前 田 明 弘